

【厚生労働大臣が定める届出に係る掲示事項等】

1. 当クリニックは、保険医療機関として指定を受けた医療機関です

2. 許認可等

労働者災害補償保険法指定医療機関

難病医療費助成指定医療機関

生活保護法医療扶助指定医療機関

小児慢性特定疾病医療費助成指定医療機関 等

3. 地方厚生（支）局長へ届出を行っている事項

◇基本診療料の施設基準に関する届出

外来感染対策向上加算

連携強化加算

電子的診療情報連携体制整備加算³

◇特掲診療料の施設基準に関する届出

神経学的検査

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）¹

4. 明細書発行について

2010年4月1日から正当な理由がない限り、原則として診療明細書を無料で発行することが義務付けられています。

なお、プライバシーに配慮するため、診療明細書の発行を希望されない方は事前にその旨をお申し出ください。

5. 一般名処方について

当クリニックでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給を推進するため医薬品の有効成分名を記載した処方箋の交付を進めています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名を指定するのではなく、薬効成分をもとにした「一般名処方（医薬品の有効成分名で記載された処方）」を行う場合があります。

これにより、先発医薬品・後発医薬品・メーカーを問わず同一成分の薬剤にて調剤が可能となり、特定の医薬品が不足した場合でも必要な医薬品が供給しやすくなります。

6. 長期処方・リフィル処方について

患者様の状態に応じて「28日以上長期処方」または「リフィル処方箋」の発行に対応しております。

【長期処方について】

症状が安定している患者様に対して、医師の判断により 長期間のお薬を処方することです。

【リフィル処方箋について】

一定期間内であれば、医師の再診を受けずに最大3回まで繰り返し使用できる処方箋です。

※症状が安定している患者様が対象となります。

※投薬内容によっては対応できない場合があります。

患者様の病状や治療内容に応じて、担当医が判断いたします。
ご希望の方は診察時にご相談ください。

7. 長期収載品の選定療養費について

- 令和6年10月から長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）の処方を希望される場合に、選定療養費（自己負担）としてご負担いただく仕組みです。
- 対象となる医薬品について 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品 後発医薬品への置換率が50%以上の長期収載品
- 対象外となる場合 医師が医療上の必要性があると判断した場合 在庫状況などにより、後発医薬品の提供が困難な場合
- 自己負担金額 長期収載品と後発医薬品の薬価の差額4分の1

8. 電子的診療情報連携体制整備加算について

オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情報等を活用し、質の高い医療の提供に努めています。

また、電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXを通じて、患者様より安全で適切な医療を提供できるよう体制整備を勧めております。

患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診等その他必要な情報を取得・活用して診療を行っております。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

